

○ 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十五号） 新旧対照条文（抄）  
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 機械等及び有害物に関する規制</p> <p>第一節 機械等に関する規制（第三十七条―第五十四条の六）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第六章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（技術上の指針等の公表等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 労働大臣は、次の化学物質で労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。</p> <p>一 第五十七条の三第四項の規定による勧告又は第五十七条の四第一項の規定に係る指示に係る化学物質</p> <p>二（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（検査業者）</p> <p>第五十四条の三（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一 第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の六第二項の規定に</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 機械等及び有害物に関する規制</p> <p>第一節 機械等に関する規制（第三十七条―第五十四条の五）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第六章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（技術上の指針等の公表等）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 労働大臣は、次の化学物質で労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。</p> <p>一 第五十七条の二第四項の規定による勧告又は第五十七条の三第一項の規定に係る指示に係る化学物質</p> <p>二（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（検査業者）</p> <p>第五十四条の三（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。</p> <p>一 第四十五条第一項若しくは第二項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令に違反し、又は第五十四条の五第二項の規定に</p>

よる命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第五十四条の六第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

3 (略)

第五十四条の五 検査業者がその事業の全部を譲り渡し、又は検査

業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その検査業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が第五十四条の三第二項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により検査業者の地位を承継した者は、労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を労働大臣又は都道府県労働基準局長に届け出なければならない。

第五十四条の六 (略)

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第五十四条の四の規定に違反したとき。

三 (略)

よる命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第五十四条の五第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

3 (略)

(新設)

第五十四条の五 (略)

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 前条の規定に違反したとき。

三 (略)

(文書の交付等)

第五十七条の二 労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物(以下この条において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(化学物質の有害性の調査)

第五十七条の三 (略)

2 5 (略)

第五十七条の四 (略)

(新設)

(化学物質の有害性の調査)

第五十七条の二 (略)

2 5 (略)

第五十七条の三 (略)

25 (略)

(国の援助等)  
第五十七条の五 (略)

(事業者の行うべき調査等)  
第五十八条 (略)

2 労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

(健康診断)  
第六十六条 (略)

25 (略)  
(削る)

(自発的健康診断の結果の提出)

第六十六条の二 午後十時から午前五時まで（労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間における業務（以下この条及び第六十六条の五第一項において「深夜業」という。）に従事する労働者であつて、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して労働省令で定める要件に該当するものは、労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断（前条第五項ただし書の規定による健康診断を除く。）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

25 (略)

(国の援助等)  
第五十七条の四 (略)

(事業者の行うべき調査等)  
第五十八条 (略)  
(新設)

(新設)

(健康診断)  
第六十六条 (略)

25 (略)  
6 事業者は、労働省令で定めるところにより、第一項から第四項まで及び前項ただし書の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

(新設)

(健康診断の結果の記録)

第六十六条の三 事業者は、労働省令で定めるところにより、第六十六条第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)

第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

(健康診断実施後の措置)

第六十六条の五 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならぬ。

2・3 (略)

(一般健康診断の結果の通知)

第六十六条の六 (略)

(保健指導等)

第六十六条の七 事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、保健婦又は保健士による保健指導を行うように努めなければならない。

(新設)

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)

第六十六条の二 事業者は、前条第一項から第四項まで又は第五項ただし書の規定による健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

(健康診断実施後の措置)

第六十六条の三 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならぬ。

2・3 (略)

(一般健康診断の結果の通知)

第六十六条の四 (略)

(保健指導等)

第六十六条の五 事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、保健婦又は保健士による保健指導を行うように努めなければならない。

い。

2 (略)

(役員の選任及び解任)

第七十五条の四 試験事務に従事する指定試験機関の役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 (略)

(指定コンサルタント試験機関)

第八十三条の二 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者(以下「指定コンサルタント試験機関」という。)に労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。以下「コンサルタント試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

(指定コンサルタント試験機関の指定等についての準用)

第八十三条の三 第七十五条の二第二項及び第三項並びに第七十五条の三から第七十五条の十二までの規定は、前条の規定による指定、指定コンサルタント試験機関及びコンサルタント試験事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の十二中「都道府県労働基準局長」とあるのは「労働大臣」と、第七十五条の二第三項中「第一項」とあるのは「第十三条の二」と、第七十五条の四第二項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の五第一項中「免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定」とあるのは「労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の問題の作成及び採点」と、同条及び第七十五条の八中「免許試験員」とあるのは「コンサルタント試験員」と、第七十五

2 (略)

(役員の選任及び解任)

第七十五条の四 指定試験機関の役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 (略)

(新設)

(新設)

条の五第四項中「次条第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と、第七十五条の六第一項中「規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）」とあるのは「規程」と、同条第二項及び第三項並びに第七十五条の十一第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「コンサルタント試験事務の実施に関する規程」と読み替えるものとする。

（登録の取消し）

第八十五条（略）

2 労働大臣は、コンサルタントが第八十六条の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

（指定登録機関）

第八十五条の二 労働大臣は、労働大臣の指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、コンサルタントの登録の実施に関する事務（前条の規定による登録の取消しに関する事務を除く。以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合における第八十四条第一項の規定の適用については、同項中「労働省に」とあるのは「指定登録機関に」とする。

（指定登録機関の指定等についての準用）

第八十五条の三 第七十五条の二第二項及び第三項、第七十五条の三、第七十五条の四並びに第七十五条の六から第七十五条の十二までの規定は、前条第一項の規定による指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の十二中「都道府県労働基準局長」とあるのは「労働大臣」と、第七十五条の二第三項中「第一項」とあるのは「第八十五条の二第一項」と、第七十五条の四第二項中「第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「登録

（登録の取消し）

第八十五条（略）

2 労働大臣は、コンサルタントが次条の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

（新設）

（新設）

事務の実施に関する規程」と、第七十五条の六第一項中「規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）」とあるのは「規程」と、同条第二項及び第三項並びに第七十五条の十一第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「登録事務の実施に関する規程」と、第七十五条の八中「職員（免許試験員を含む。）」とあるのは「職員」と、第七十五条の十中「試験事務の全部又は一部」とあるのは「登録事務」と、第七十五条の十一第二項及び第七十五条の十二中「試験事務の全部若しくは一部」とあるのは「登録事務」と読み替えるものとする。

（産業安全専門官及び労働衛生専門官）

第九十三条（略）

2（略）

3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の三第四項の規定による勧告、第五十七条の四第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4（略）

（労働大臣等の権限）

第九十六条（略）

2（略）

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、製造時等検査代行機関、性能検査代行機関、個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、指定試験機関、指定教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（以下「製造時等検査代行機関等」という

（産業安全専門官及び労働衛生専門官）

第九十三条（略）

2（略）

3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の二第四項の規定による勧告、第五十七条の三第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4（略）

（労働大臣等の権限）

第九十六条（略）

2（略）

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、製造時等検査代行機関、性能検査代行機関、個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、指定試験機関又は指定教習機関（以下「製造時等検査代行機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要が



。 ) の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(法令等の周知)

第百一条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、第五十七条の二第一項又は第二項の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

(書類の保存等)

第百三条 (略)

2 製造時等検査代行機関等は、労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (略)

(国の援助)

第百六条 国は、第十九条の三、第五十七条の五、第五十八条第三項、第六十三条、第七十一条及び第七十一条の四に定めるもの

あると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(法令の周知)

第百一条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならない。

(新設)

(書類の保存等)

第百三条 (略)

2 製造時等検査代行機関等は、労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (略)

(国の援助)

第百六条 国は、第十九条の三、第五十七条の四、第六十三条、第七十一条及び第七十一条の四に定めるもののほか、労働災害の防

ほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 (略)

(不服申立て)

第百十一条 (略)

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（免許試験の結果についての処分を除く。）若しくはその不作為、指定コンサルタント試験機関が行うコンサルタント試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為については、労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(手数料)

第百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（

指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付しなければならない。

一〇十四 (略)

2 前項の規定により指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納められた手数料は、それぞれ、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の収入とする。

(公示)

第百十二条の二 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めると

止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 (略)

(不服申立て)

第百十一条 (略)

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（免許試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為については、労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(手数料)

第百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（

指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関）に納付しなければならない。

一〇十四 (略)

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

(公示)

第百十二条の二 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めると

ころにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第三十八条第一項第一号、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第二項、第七十五条の二第一項、第八十条の二又は第八十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 (略)

三 第四十九条(第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。 ) 又は第七十五条の十(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。 ) の許可をしたとき。

四 第五十三条第一項(第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。 ) 又は第七十五条の十一第一項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。 ) の規定による取消しをしたとき。

五 第五十三条第二項(第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。 ) 又は第七十五条の十一第二項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。 ) の規定により指定を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務、試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務の停止を命じたとき。

六 第七十五条の十二第一項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。 以下この号において同じ。 ) の規定により都道府県労働基準局長若しくは労働大臣が試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を自ら行うものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働基準局長若しくは労働大臣が自ら行つていた試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を行わないものとするとき。

第百十七条 第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の

ころにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第三十八条第一項第一号、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第二項又は第七十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 (略)

三 第四十九条(第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。 ) 又は第七十五条の十の許可をしたとき。

四 第五十三条第一項(第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。 ) 又は第七十五条の十一第一項の規定による取消しをしたとき。

五 第五十三条第二項(第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。 ) 又は第七十五条の十一第二項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六 第七十五条の十二第一項の規定により都道府県労働基準局長が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働基準局長が自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

第百十七条 第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の

二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）又は第八十六条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百八条 第五十三条第二項（第五十三条の二、第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第二項又は第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第四百条又は第八十八条の二第四項の規定に違反した者

二 四（略）

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条

二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項又は第八十六条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百八条 第五十三条第二項（第五十三条の二、第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の五第二項又は第七十五条の十一第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の三第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第四百条又は第八十八条の二第四項の規定に違反した者

二 四（略）

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条

第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の三第一項、第五十九条第一項、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第八十七条第三項、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第三項から第五項まで、第一百一条第一項又は第一百三条第一項の規定に違反した者

二 第十一条第二項（第十二条第二項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の四第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三〇六（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条（第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、又は第七十五条の十（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）、の許可を受けないで製造時等検査、性能検査、個別検査若しくは型式検定の業務、試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部又は登録事務を廃止したとき。

二〇四（略）

第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第一項、第五十九条第一項、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで若しくは第六項、第六十六条の四、第八十七条第三項、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第三項から第五項まで、第一百一条又は第一百三条第一項の規定に違反した者

二 第十一条第二項（第十二条第二項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の三第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三〇六（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条（第五十三条の二、第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、又は第七十五条の十の許可を受けないで製造時等検査、性能検査、個別検査、型式検査又は試験事務の業務の全部を廃止したとき。

二〇四（略）